

「在留特別許可」を求めて 出頭申告した外国人の方へのお知らせ

在留資格を持たないまま日本で生活されている（不法滞在）外国人の方で、引き続き、日本国内での生活を希望される方は、入国管理局での退去強制手続の中で、引き続き日本で生活したい理由等を申し述べて下さい。

申出の内容を審査した結果、法務大臣から特別に日本での在留を認められた場合には、不法滞在の状態が解消され、正規在留者として引き続き日本で生活することができます。

そのための手続の流れや注意事項は、次のとおりです。

1 これからの手続の流れ

- ・ これからの手続の流れは、別紙のとおりです。本日以降、①の違反調査が始まることとなります。
- ・ 収容令書による収容は、仮放免の許可により、収容されることなく手続を進めることが可能です。
- ・ ①の終了後は、②、③の審査などを受けて、④の法務大臣の裁決で在留特別許可の結論が出ます。

2 これらの手続についての留意事項

- ・ この手続は、法務大臣が在留を特別に許可するかどうかの判断の基になる大事なもので、慎重な調査が必要となります。
そのため、最終結論が判明するまでの期間については、一律に申し上げることができませんので、担当者からのご連絡等をお待ち下さい。
- ・ 円滑に手続を進めるためには、担当者から求められた旅券や関係する資料などを適切に準備し、提出していただくことが必要です。
- ・ この手続を執っている途中であるとしても、在留特別許可を受けるまでの間は、不法滞在の状態は解消されていません。
そのため、その間、働くことは認められないことをご理解下さい。

不法滞在者

現在、在留資格がなく不法滞在の状態にある。
引き続き、日本での生活を希望している。
入国管理局へ出頭申告

入国警備官の違反調査 . . . ①

【事案に応じて、本人や証人の出頭や、資料の提出が必要】

收容令書による收容

【仮放免の許可により、收容されることなく手続を進めることが可能】

入国審査官の違反審査 . . . ②

特別審理官の口頭審理 . . . ③

法務大臣の裁決 . . . ④

在留特別許可

退去強制令書発付・送還